

事業者の皆様へ

省エネや再エネ活用に 取り組む事業者を認定します

浜松市では、オール浜松による“エネルギーの地産地消”を推進し、浜松市エネルギービジョンに掲げる省エネ目標・エネルギー自給率目標を実現するため、浜松市内に所在する事業所において再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化に積極的に取り組む事業者を認定し顕彰することで、事業者の自主的な省エネ対策の促進や地産エネルギーの活用を進めています。

今年度も4つの認定制度について皆様からの申請をお待ちしています。

<認定事業者の特典>

認定された事業者には認定証を交付するとともに、下記の認定ステッカーを贈呈します。

その他、浜松市ホームページや市主催セミナーでの紹介・講演依頼など、皆様の取り組みを広く情報発信します。

認定ステッカー



昨年度の認定証授与式の様子



「浜松市域^{オールイ}“RE100”」表明について

世界的な気候変動や環境問題が問われる中、浜松市では「浜松市エネルギービジョン」で2050年度の電力自給率目標を設定し、今後、エネルギー先進市として2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、「浜松市域“RE100”」の実現に向け、さらなる取り組みを推進します。

浜松市域“RE100”とは・・・浜松市内の再エネ電源 \geq 浜松市内の総電力使用量
※市内の総消費電力に相当する電気を、地域の再生可能エネルギーで生み出すことができる状態。
浜松市の独自定義。

<認定制度の紹介・必要書類>

認定制度と対象	要件	必要書類
<p>1 省エネチャレンジ認定</p> <p>【対象】市内に事業所を有する事業者</p>	<p>市内に立地する事業所において、設備機器の更新や運用の改善、従業員への教育等を通じて、<u>電力使用量を 2011 年度以降の基準年度と比べて 9%以上削減していること</u></p> <p>※基準年度は、2011 年度以降の年度で任意に設定できます</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式あり） 取組内容報告書（様式あり） 事業者紹介資料（様式あり） 定款・直近 2 期分の決算書 認定要件を満たしていることが証明できる資料の写し
<p>2 エネルギー自給目標達成事業所認定</p> <p>【対象】市内に事業所を有する事業者</p>	<p>市内に立地する事業所又は施設において、自家消費を目的とした再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムを導入し、<u>年間総電力使用量に占める発電量の割合が、30.6%以上であること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式あり） エネルギー自給率報告書（様式あり） 事業者紹介資料（様式あり） 要件を満たしていることが証明できる資料の写し
<p>3 はままつ産電力小売事業者認定</p> <p>【対象】電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者</p>	<p>直近 1 年間における総販売電力量のうち 50%以上を地産エネルギーで賄う者であること</p> <p>※地産エネルギー…浜松市内に立地する再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムにおいて発電された電力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式あり） 事業者紹介資料（様式あり） 地産エネルギーを調達していることが分かる資料（契約書等） 直近 1 年間における総販売電力量の 50%以上が地産エネルギーであることが分かる資料 小売電気事業者として経済産業大臣に登録されたことが分かる資料
<p>4 はままつ産エネルギー活用事業所認定</p> <p>【対象】市内に事業所を有する事業者</p>	<p><u>はままつ産電力小売事業者（制度 3 で認定された事業者）</u>から電力供給を受けて、常時事業活動を行っている事業所又は施設であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式あり） 事業者紹介資料（様式あり） はままつ産電力小売事業者と電力需給契約を締結していることが分かる資料 はままつ産電力小売事業者から調達した電力を施設内で使用していることが分かる資料（単線結線図等） 対象となる事業所又は施設の名称及び概要が分かる資料

＜申請方法等＞

【申請期間】 令和4年9月15日（木）から10月31日（月）まで ※必着

【申請方法】 必要書類をそろえて直接または郵送でカーボンニュートラル推進事業本部にご提出ください。

（直接、カーボンニュートラル推進事業本部へ持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受付）

【必要書類】 申請書などの必要書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。

浜松市HP → ホーム → 創業・産業・ビジネス →

浜松市のエネルギー政策 → 再エネ・省エネ事業者認定制度

＜審査結果＞

申請をいただいた企業又は事業所には、審査結果を書類によりお知らせするとともに、市ホームページにて公表します。

＜認定を更新される事業者様へ＞

「省エネチャレンジ」「エネルギー自給目標達成事業所」、「はままつ産電力小売事業者」に認定された事業者には、毎年度1回市からの依頼に基づいて状況報告をしていただきます。

報告期間及び申請方法は、＜申請方法等＞記載の内容と同じです。更新結果は、ホームページに公表いたします。

報告内容・必要書類は、表のとおりです。

No	認定制度	報告内容	更新に必要な書類
1	省エネチャレンジ	毎年のエネルギー使用量をご報告ください。	・認定報告書（様式あり） ・取組内容報告書（様式あり） ・事業者紹介資料（修正がある場合）
2	エネルギー自給目標達成事業所	毎年のエネルギー使用状況をご報告ください。	・認定報告書（様式あり） ・エネルギー自給率報告書（様式あり） ・事業者紹介資料（修正がある場合）
3	はままつ産電力小売事業者	直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることをご報告ください。	・認定報告書（様式あり） ・直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることがわかる資料 ・事業者紹介資料（修正がある場合）
4	はままつ産エネルギー活用事業所	・事業者紹介資料に修正がある場合には、修正内容を報告してください。 ※はままつ産電力小売事業者との電力需給契約を解消した時は、速やかに届け出をお願いします。	

<補助事業のおしらせ>

浜松市では、事業者向けのエネルギーに関する補助金として、次の3つを用意しています。
詳しい内容についてはカーボンニュートラル推進事業本部までお問い合わせください。

補助事業名	内容
スマートマンション整備促進事業費補助金	マンションに太陽光発電設備、蓄電池等を設置することへの補助
事業者向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業費補助金	事業者が事業所に太陽光発電設備、蓄電池を設置することへの補助
木質バイオマス設備導入支援事業費補助金	木質バイオマス設備の導入に対する補助



《お問い合わせ・提出先》

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部 （市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp